（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百十八条の五　法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

［一・二　略］

二の二　個人番号又は基礎年金番号

［三・四　略］

2　［略］

（所在不明による支給停止の申請）

第百十八条の六　法第九十二条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係

［二～五　略］

2　［略］

（出生の届出）

第百十八条の七　公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

［2～4　略］

（二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出）

第百十八条の八　公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて連合会が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二・三　略］

［2～4　略］

（退職等年金給付に係る年金証書の亡失等）

第百十九条の三　受給権者は、年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又は当該損傷した年金証書と併せて連合会に提出しなければならない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

［2・3　略］

（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百十八条の五　法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［号を加える。］

［三・四　同上］

2　［同上］

（所在不明による支給停止の申請）

第百十八条の六　法第九十二条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係

［二～五　同上］

2　［同上］

（出生の届出）

第百十八条の七　公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～四　同上］

［2～4　同上］

（二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出）

第百十八条の八　公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて連合会が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二・三　同上］

［2～4　同上］

（退職等年金給付に係る年金証書の亡失等）

第百十九条の三　受給権者は、年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又は当該損傷した年金証書と併せて連合会に提出しなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～四　同上］

［2・3　同上］